

行田市告示第 3 0 0 号

市税督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納課で保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 8 月 1 0 日

行田市長 行 田 邦 子



1 書類の発送年月日

督促状（令和 8 年 7 月 1 7 日発送分） 5 件（市税）

督促状（令和 8 年 7 月 2 3 日発送分） 1 件（市税）

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

[illegible]